

別紙4（マルチキャリアの規定）

第1条（本サービス規定の適用）

マルチキャリアの規定は、基本サービスとしてサービスメニュー マルチキャリアが提供される利用契約に対して適用されます。

第2条（通信サービス再販提供規約の適用）

本サービスは、当社の定める「通信サービス再販提供規約」に基づき提供します。

2 契約者は本規約 および 本規約 を適用して提供されるサービス（以下「提供サービス」といいます。）毎に別途当社が 指定するサービス別利用規約（他の電気通信事業者が定める約款等を含み、「本規約」と併せて「利用規約」といいます。）を遵守して、サービスの提供を受けるものとします。

第3条（提供条件）

当社は、利用契約の成立前に次の各号に定める事項を契約者に通知することとします。

- （1）提供サービスおよび適用される利用規約
- （2）契約期間
- （3）提供料金（料金の計算方法、違約金等を含む） および支払い方法
- （4）その他特約事項

第4条（契約者情報の通知）

契約者は、マルチキャリアの提供又はマルチキャリアに係る料金の算定に必要なときは、当社が、対象事業者から、必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾するものとします。

2 契約者は、当社が、契約事業者から請求があったときに、契約者に関する情報をその契約事業者に通知することを承諾するものとします。

第5条（技術的事項）

「Master' sONE サービス仕様書」、契約事業者の契約約款及び技術参考資料に準用するものとします。